

第2回茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議の結果を受けての

福田富一知事のコメント（2月4日栃木県発表）

会議終了後、国から、『茨城県内の指定廃棄物について、分散保管を容認するものではなく、集約処理の方針は堅持しつつ、同県の実情を踏まえ段階的に処理していく、いわば「段階的処理方式」をとることとした。』旨の報告がありました。

本県では、県内161か所の保管場所のうち、約9割が農家や民間事業者に保管されており、量も多いなど、大部分を公的団体が保管している茨城県とは全く事情が異なっています。

国には、本県の実情を踏まえ、指定廃棄物の一日も早い処理に向け、引き続きしっかりと取り組んでいただきたい。

なお、指定解除の仕組み（案）が示されたが、本県においては、このような仕組みによって処理が進むことは考えられない。また、解除することによって国が処理責任を放棄することがあってはならない。